

手話言語法の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手指や表情を変えて表現していると思われがちですが、本来は独自の語彙や文法体系を持っている言語であります。「音声聞こえない」「音声で話すことができない」など聴覚障害者にとって、日常を営む上で、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段であります。

これまで、平成 18 年 12 月に国連総会において「障害者権利条約」が採択され、平成 20 年に発効されました。同条約第 2 条には、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、手話が言語として国際的に認知されました。

また、政府は平成 21 年度に内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進めているところであり、平成 23 年 8 月に改正された「障害者基本法」の第 3 条には「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところであります。

さらに、同法の第 22 条には国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す「手話言語法」を広く国民に知らせていくことや、自由に手話が使え社会環境の整備を国として実現する必要があります。

よって、国におかれては、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法」を早期に制定するように強く要望致します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 19 日

佐賀県伊万里市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
文部科学大臣 様
厚生労働大臣 様